

令和7年度 市民共感キャンペーン等実施業務 仕様書

1. 背景と目的

京都市観光協会（以下、協会）及び京都市は、市民の観光に対する理解醸成を目的とした施策の一環として、2024年12月に「暮らしと観光をつなぐポータルサイト“LINK! LINK! LINK!”

（以下、ポータルサイト）」を開設し、市民生活と調和した持続可能な観光の実現に資するコンテンツを掲載している。あわせて、京都市内で営業を行う観光事業者との協働により、各事業者の店舗・施設等において、京都市民を対象とする割引や特別メニュー等（以下、市民向け特典）を提供するとともに、市民向け特典に関する情報をポータルサイトにおいて発信している。

本業務は、ポータルサイトおよび市民向け特典の広報、および新たな市民向け特典の造成・提供を行うことにより、ポータルサイトの認知度向上、市民向け特典の利用促進をはかり、以て観光に対する市民の共感を促すことを目的とする。

2. 委託期間

契約締結日から2026年（令和8年）1月30日まで

3. 委託上限金額

9,900,000円（税込）

4. 委託内容

(1) ポータルサイトおよび市民向け特典の広報

ポータルサイトおよび市民向け特典の、京都市民による認知度向上および利用促進を目的として、以下①②③④の広報を行う。

受託者は、それぞれの広報に必要な素材（画像、文章、キャッチコピー等）の制作、広報手段に応じた媒体（チラシ、ポップ等）の作成、各媒体の掲出・撤去、掲出期間中の管理を行う。素材や媒体の内容、掲出先や掲出方法等の詳細は、受託者が提示する案を元に、受託者、協会および京都市の関係部局との協議により決定する。受託者は、必要な打合せへの参加、および協議・決定に要する時間や媒体の作成期間を踏まえた進行管理を行う。

以下、①②③④それぞれに固有の事項について記載する。

①インターネット広告等を用いたオンライン広報

Webサイト、SNS等で表示されるインターネット広告等を活用したオンライン広報を行う。実施期間は、2025年8月頃から2026年1月頃まで、延べ6か月程度とする。

受託者は、本事業のターゲットである京都市民への訴求効果が期待される広告等の掲出先を複数提案するとともに、掲出の効果をモニタリングし、必要に応じて素材や媒体の改善、掲出先の変更等を行う。

リターゲティング広告などの機能を活用できるようにするため、各種広告サービスのタグなどをポータルサイトに設定し、協会が管理するGoogle Analytics 4およびGoogleタグマネージャ等の関連機能（以下、GA4等）との連携など、一元的な管理に必要な設定を行うこと。

②市政広報板を用いた広報

ポータルサイトおよび市民向け特典に関する情報を掲載したポスターを制作し、京都市内の市政広報板に掲出する。ポスターは片面、フルカラー印刷とし、その他必要な仕様は事業開始後、協会、受託者および京都市の協議により決定する。本広報は業務期間内に1回程度行うこと

とし、掲出期間は2025年11月16日から30日までとする。版下データからの印刷、掲出先までの配送と掲出、掲出期間終了後の撤去等は、京都市において行う。

受託者は、ポスターの紙面デザイン、版下データの作成を行い、業務開始後に指定する日時までに、印刷可能な状態の版下データおよび対応する編集可能ファイルを、協会および京都市に納品する。また、受託者は印刷・納品に要する費用を指定事業者を支払うとともに、市指定配送業者（株式会社デリバリーサービス）へ、配送料（予定額：29,453円）を支払う。

③チラシを用いた広報

ポータルサイトおよび市民向け特典に関する情報を掲載したチラシを2種（以下、チラシAおよびチラシB）制作する。チラシはABいずれもA4縦版、両面、フルカラー印刷とし、その他必要な仕様は事業開始後、協会、受託者および京都市の協議により決定する。

チラシAは、京都市内の町内会等で回覧される回覧板に掲載する。回覧板への掲載は業務期間内に1回程度行うこととし、実施時期は2025年11月16日以降とする。各地の町内会等への配送は、京都市

チラシBは、協会の事務所および関連施設への配架、本事業の業務(3)で実施するイベントでの配布、その他必要な施設等への配架・配布等を行う。配架・配布に係る時期や手続きの詳細は、事業開始後、協会、受託者および京都市の協議により決定する。

受託者は、チラシAおよびBの紙面のデザイン、版下データの作成と印刷を行い、印刷された状態のチラシを、以下表に記載する通り、それぞれ納品する。チラシAの納品について、京都市および納品先業者から追加の指示を受けた場合は、その内容に準ずること。またチラシBの配架・配布について、協会および京都市から追加の指示を受けた場合は、その内容に準ずること。

当該広報の終了後、受託者は本業務の終了時まで、チラシの印刷が可能な状態の版下データ、および対応する編集可能ファイルを、協会に納品する。

	納品先	部数	留意点
チラシA 市内回覧用チラシ	株式会社デリバリーサービス ※市の指定する配送事業者	50,100 部	市民しんぶん同時配送分 ・500部ごとに部数が分かるようにし、折らずに包み紙や段ボール等で梱包した状態で納品する。 ・株式会社デリバリーサービスへ、配送料（予定額：275,550円）を支払う
	区役所・支所等 (22箇所)	769 部	市民しんぶん同時配送分 / 区役所・支所等予備分 ※各区役所・支所等への納品部数の詳細は、事業開始後に決定し、受託者に提示。
	協会執務室	31 部	予備用
チラシB 配架・配布用チラシ	協会執務室	1,000 部	

④市民向け特典を提供する施設での広報

市民向け特典を提供する施設に、広報媒体を設置する。広報媒体はポップ、ステッカー等、各施設の店頭や店内の設置に適する形態のものを2種程度制作することとし、仕様の詳細については受託者からの提案内容を踏まえ、業務開始後に協会、受託者および京都市の協議により決定する。広報媒体を設置する施設は、本業務の契約日時点で市民向け特典を提供している施設（60件程度）、および本業務の実施期間中に市民向け特典の提供を開始した施設（40件程度）とする。設置期間は、それぞれの施設における市民向け特典の提供期間を原則として、各施設の管理者および市民向け特典を提供する事業者（以下、事業者等）と協議の上決定する。

広報の実施にあたり、受託者は広報媒体のデザイン、版下データの作成、印刷・製作者への発注を行う。あわせて、各施設への広報媒体の設置に係る事業者等への依頼、設置場所・設置期間等に係る調整、現地への設置・撤去に係る手配、設置期間中の広報媒体の破損や紛失等

に伴う交換・補充等の対応を行う。各施設における実施期間の終了後、受託者は事業者等から、市民向け特典の認知度、利用状況等について聞き取りを行い、結果を協会へ報告する。

当該広報の終了後、受託者は本業務の終了時まで、広報媒体の印刷・製作に係る発注が可能な状態の版下データ、および対応する編集可能ファイルを、協会に納品する。

(2) 広報効果の測定

市民への効果的かつ効率的な情報発信手法の確立を目的として、広報効果の測定を行う。効果の程度を示す指標は、それぞれの広報媒体からポータルサイトへの新規アクセス数、市民向け特典に関するwebページの閲覧数や滞在時間、市民向け特典の利用数等を原則として、本業務の開始後、受託者、協会および京都市関係部局の協議により決定する。

受託者は、委託内容(1)で実施する広報に対応した指標の推移を取りまとめ、2週間に1回程度、協会および京都市関係部局に報告する。(1)①②③④で用いる媒体それぞれの広報効果を切り分けて把握できるよう、媒体に掲載するURLに個別のパラメータを設定する等、素材・媒体の作成段階から必要な措置を行うこと。

(3) 市民と観光客の交流を促進するイベントの実施

市民と観光客の交流促進を目的として、両者が参加するイベントを、本業務の期間中に最低2種、実施する。イベントは原則として京都市域で行うものとし、1回あたりの所要時間は数時間ないし半日程度とする。参加費は、市民と観光客いずれも無料または廉価とする。

受託者は、当該イベントの企画案を作成し、協会および京都市関係部局との協議により、イベントの内容を決定する。企画案の作成にあたっては、例えばインドア系のイベント案とアウトドア系のイベント案を提出する等、イベントに参加する市民と観光客の属性が偏らないための工夫を行うこと。参加者数については、2種のイベントの合計で200人以上、そのうち観光客と市民は同数程度を想定することとし、具体的な数値および構成比については受託者からの提案内容を踏まえ、業務開始後に協会、受託者および京都市の協議により目標値を設定して実施する。なお、イベント内容に応じて、1種のイベントを複数日に渡って繰り返し実施することを認める。

イベントの内容の決定後、受託者は、日程や行程等の詳細検討、関係機関・施設等との調整を行うとともに、参加者となる市民および観光客の募集、抽選、問合せ対応等を行う。あわせて、実施に必要な物品、運送、ガイド、警備、旅行傷害保険等を調達し、イベント当日の運営を行う。本件イベントの目的を踏まえ、受託者はタビマエ・タビナカの観光客にアプローチし、イベントへの参加障壁を下げるための情報発信を適切に行うこと。あわせて、イベント当日は観光客と市民の人数比に応じた小グループを設定する、両者のコミュニケーションを促進するファシリテーションを行う等、交流を促進するための工夫を行うこと。

イベントの実施中、受託者は参加者数や当日の状況等を記録するとともに、参加者の満足度や交流の効果等について、アンケート等を用いて把握する。イベントの終了後、受託者は参加者数、当日の状況、アンケート等の結果を取りまとめ、協会および京都市に報告を行う。

(4) 報告書の作成

本業務の内容について取りまとめた報告書を作成する。受託者は報告書の内容について、事前に協会の確認を受け、必要な修正等を行う。納品物はPDFファイル、および対応する編集可能ファイル一式とし、委託期間末日までに協会へ提出する。

5. 留意点

- 本業務で作成する成果物の著作権その他知的財産権は、全て発注者に帰属する。
- 本業務の成果物を構成する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、発注者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負う。
- 本業務の受託者は、本業務を通して知り得た個人情報および秘密について、委託期間の終了後を含めて、本業務の遂行以外の目的、および自己の利益のために使用してはならない。

- 本業務の受託者は、本業務を通して知り得た個人情報および秘密について、第三者への漏洩が発生しないよう適切に管理する。個人情報の取扱にあたっては、「個人情報保護法」及び「京都市個人情報保護条例」「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努める。
- 本事業の受託者は、その地位・権利を第三者に譲渡することはできず、本業務の全ての履行を第三者に再委託することはできない。
- 本業務の一部の履行を第三者に再委託する場合、本業務の受託者は再委託の範囲および再委託先について、予め委託者から文書による承認を得なければならない。再委託を受けた者は、本業務の履行について受託者と同等の義務を負い、受託者は再委託先の行為について、連携して責任を負う。
- 広報の効果測定にあたり、協会は、ポータルサイトの管理に係るCMS、ならびにポータルサイト上で動作するGA4等のうち、必要な機能・権限等を、期間と範囲を指定して受託者に付与する。ポータルサイトおよびGA4等上に特定の機能を追加する必要がある場合は、受託者と協会の協議により可否を決定する。機能追加の必要性が認められた場合、受託者は当該機能の実装および委託期間中の運用を、受託者の責および負担により行う。本業務の終了後、当該機能は受託者から協会へ引き渡されるものとする。
- 本仕様書に定めのない事項や追加の事項が生じたとき、または本業務の遂行にあたり疑義が生じたときは、協会と受託者との間で協議し、決定する。

6. 問合せ先

公益社団法人 京都市観光協会 企画推進課（マーケティング担当）

担当：那須、上田、堀江

TEL: 075-213-0070 / Mail: marketing@kyokanko.or.jp

7. 令和7年度オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業に係る記載

文書作成日 2025年7月23日

発注者所在 京都府京都市中京区河原町二条下る一之船入町384番地